

平成27年度歩行者優先道路化検討業務委託に係る
公募型プロポーザル

プロポーザル実施説明書

平成28年1月26日

山口県 周南市

平成27年度歩行者優先道路化検討業務委託に係る
公募型プロポーザル実施説明書

1. 業務の概要

(1) 業務名 平成27年度歩行者優先道路化検討業務委託

(2) 業務の目的 本業務は、平成23年度から検討を進めている銀座通りを中心とした道路の歩行者優先道路化について、これらの検討及び2度の社会実験結果を踏まえ、銀座通りの西側及び新町地区における道路の基本設計、周辺地区の路上駐輪場の配置及び駐輪規制区域の範囲などについて検討すること等を目的とする。

(3) プロポーザルの方式 公募型プロポーザル方式

(4) 業務内容 参考仕様（主催者が設定する最低限の仕様を参考として示すもの）を別添②として示す。（この参考仕様は業務の概要や流れ、発注者が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。）

(5) 履行場所 周南市銀座一丁目地内ほか

(6) 履行期間 契約の日から平成28年3月25日まで

(7) 主催事務局

主催 山口県周南市

事務局 周南市 中心市街地整備部 中心市街地整備課

〒745-0035 山口県周南市有楽町23番地（近鉄徳山ビル2階）

電話番号 0834-27-0070（直通）

ファックス番号 0834-27-0065（直通）

電子メール chushin@city.shunan.lg.jp

(8) 業務の実施に関する条件等

1) 本業務に従事する技術者の必要要件は、以下のとおりとする。

①技術者資格

管理技術者及び照査技術者については、技術士（建設部門：都市及び地方計画または道路）又はシビルコンサルティングマネージャー（都市計画及び地方計画部門または道路部門）（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能でなけれ

ばならない。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業等に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士あるいはRCCMの資格保有者相当である旨の国土交通大臣認定を受けている必要がある。

②配置予定技術者の同種又は類似業務実績

管理技術者、担当技術者（担当技術者を複数配置する場合においては、主たる部分を担当する者に限る。）及び照査技術者は、本業務と同様あるいは類似したもので、平成22年4月1日以降に完了した業務実績1件以上を有していなければならない。

本業務と同様あるいは類似する業務の定義については、以下のとおりとする。

【本業務と同様の業務】

道路空間の再構築に関する基本設計業務

【本業務と類似する業務】

道路空間の再構築に関する検討業務

③手持ち業務量

管理技術者については、平成28年1月26日現在の手持ち業務について、その契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満でなければならない。担当技術者（担当技術者を複数配置する場合においては、主たる部分を担当する者に限る。）については、平成28年1月26日現在の手持ち業務について、その契約金額の合計が1億円未満かつ件数が7件未満でなければならない。

なお、手持ち業務とする業務は、業務実施場所や発注者を問わず、契約金額500万円以上のものとする。また、プロポーザル方式等により特定された未契約業務については、手持ち業務とみなす。

- 2) 本業務は、特に定めのあるものを除き、山口県業務委託共通仕様書に基づき実施するものとする。
- 3) 本業務の成果品の照査は、山口県業務委託共通仕様書等を参考に受注者が立案し、発注者が受理した照査計画に基づき、適切に実施すること（業務計画書に照査計画を記載する。）。
- 4) 業務実施に係る打合せ協議は、着手時、中間2回、成果品納品時の合計4回を見込んでいる。また、着手時及び成果品納品時の打合せ協議には管理技術者が出席するものとする。
- 5) 調査検討に必要な資料については、発注者が提供可能なものについて、受注者に提供あるいは貸与する。
- 6) 上記及び参考仕様で示す以外に、必要な調査事項及びその手法、検討すべき内容等について技術提案として提案して実施すること。なお、提案内容の実施に係る費用についてはその一切を受注者の負担とする。

(9) 業務規模

本業務の業務規模は、8,500,000円程度である。(この金額は見積合わせ時の予定価格となるものではない。また、消費税及び地方消費税を含む額である。)

(10) 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- ・ 報告書 (A4判・バインダー形式) 2部 CD-ROM 1枚
- ・ 完成予想図 (パース) A3 3枚
- ・ その他発注者が必要と認めるもの 1式

2. プロポーザルへの参加資格

(1) 単体企業として参加する場合

- 1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の11第1項において準用する第167条の4に規定する者でないこと。
- 2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領 (平成15年4月21日制定) により資格の再認定を受けていること。
- 3) 建設コンサルタント登録規定 (昭和52年建設省告示第717号) に基づく建設コンサルタント登録を有すること。
- 4) 参加表明書の提出日時時点で、業務委託において周南市指名競争入札参加資格を有する者。
- 5) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 6) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある場合でない者。

(2) 設計共同体として参加する場合

設計共同体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、その構成者が上記の単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とする。この場合においては、参加表明書の提出までに設計共同体を組織し、設計共同体の設置に関する協定書 (様式は、国土交通省のホームページに掲載されている設計共同体協定書に準じて任意に作成するものとする。) を参加表明書の提出時に添付するものとする。

3. 参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出方法等

(1) 参加表明書 様式-1による。

1) 提出方法

- ① 提出期限 平成28年2月9日 (火) 午後5時まで

持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

- ② 提出先 本説明書1.(7)に定める主催事務局へ提出すること。
- ③ 提出方法 持参あるいは郵送(いずれの方法でも提出期限必着のこと。)

(2) 技術提案書等

1) 提出書類の内容及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
技術資料	様式-2 (業務実施体制)	ホチキス留め 8部 クリップ留め 1部
	様式-3 (予定技術者の経歴等)	
	様式-4 (予定技術者の業務実績)	
	様式-5 (優良業務表彰)	1部
	参考資料 (技術者資格を証する資料) (技術者の業務実績を証する資料) (入札参加資格登録書の写し) (建設コンサルタント登録を証する資料) (提出企業パンフレット) (参考見積書)	
業務の実施方針・実施フロー・工程表等	様式-7 (業務の実施方針等)	ホチキス留め 8部 クリップ留め 1部
技術提案	様式-8 (業務に対する具体的提案及びその他の提案)	クリップ留め 1部

提出書類の作成方法の詳細については、参加表明書及び技術提案書作成要領(別添③)による。

2) 提出方法

- ① 提出期限 平成28年3月2日(水)午後5時まで
持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ② 提出先 本説明書1.(7)に定める主催事務局へ提出すること。
- ③ 提出方法 持参あるいは郵送(いずれの方法でも提出期限必着のこと)

4. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、技術資料及び技術提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問や、参考仕

様や提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 参加表明書に係る質問

- 1) 様 式 様式-6 (質問書) による。
- 2) 提 出 先 本説明書1.(7)に定める主催事務局へ提出すること。
- 3) 提出方法 持参、郵送、ファックスあるいは電子メールによる。
(いずれの方法でも受付期間内必着のこと。)
- 4) 受付期限 平成28年2月2日(火)午後5時まで
持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 技術提案書等に係る質問

- 1) 様 式 様式-6 (質問書) による。
- 2) 提 出 先 本説明書1.(7)に定める主催事務局へ提出すること。
- 3) 提出方法 持参、郵送、ファックスあるいは電子メールによる。
(いずれの方法でも受付期間内必着のこと。)
- 4) 受付期限 平成28年2月24日(水)午後5時まで
持参による場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、質問を主催者が受理した日から3日(休日を含まない。)以内に質問者のみに対して、ファックス又は電子メールのうち、質問者が希望する方法により行う。また、参加表明書、技術提案書等の提出期限まで主催事務局において閲覧に供する。

5. 技術資料および技術提案書の審査および評価の実施方針

(1) 選定委員会

技術提案書等の審査、評価及び最も優れた技術提案書の選定等は、「平成27年度歩行者優先道路化検討業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。

(2) 審査及び評価の流れ

- 1) 技術提案書等を提出した者にヒアリングを行い、評価の合計点が最上位である者を1者特定する。また、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を通知する。上記非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、周南市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 2) ヒアリング

- ① 実施場所 周南市役所 本庁舎を予定（別途通知するものとする。）
 - ② 実施日 平成28年3月上旬から中旬を予定（別途通知するものとする。）
 - ③ 実施時間 別途通知するものとする。
 - ④ 出席者 配置予定技術者含め3名程度
 - ⑤ その他 ヒアリング時の追加資料等の提出及び提示は認めない。
- 3) 非特定理由の説明請求に対する回答
非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明請求の提出方法等
- ① 提出先 本説明書1.（7）に定める主催事務局へ提出すること。
 - ② 提出方法 技術提案書等の提出方法と同じ。
 - ③ 受付期間 説明を求めることができる期間内（ただし、休日は除く。）の午前9時から午後5時まで。

（3）共同設計方式

- 1) 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- 2) 設計共同体の構成及び各構成員が実施する分担業務の内容を記述すること。
- 3) 管理技術者は、設計共同体の代表者が配置すること。
- 4) 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。
- 5) 各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置すること。
- 6) 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

（4）評価及び審査の結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表するものとする。

（5）審査及び評価の項目等

審査及び評価の項目等については、次表に掲げるとおりとする。ただし、選定委員会で評価項目が変更、追加等することがある。

評価対象		評価項目	
参加表明者（企業） の経験及び能力		専門技術力	優良業務表彰等
予定技術者の 技術力と業務 実施体制	管理技術者	資格要件	保有する資格
		専門技術力	当該部門従事期間
			同種又は類似する業務の実績
		情報収集力	地域精通度
	専任性	手持ち業務の状況	
	担当技術者	資格要件	保有する資格
		専門技術力	当該部門従事期間
			同種又は類似する業務の実績
		情報収集力	地域精通度
	専任性	手持ち業務の状況	
	照査技術者	資格要件	保有する資格
		専門技術力	当該部門従事期間
			同種又は類似する業務の実績
	情報収集力	地域精通度	
実施体制の的確性		効率的な業務運営が可能な実施体制	
専門技術力の確認		各分野での技術者の配置	
実施方針・実施フ ロー・工程表等	業務理解度	目的、条件、内容の理解度	
	実施手順	実施フローの妥当性	
	工程表	業務量の把握状況を示す工程表の妥当性	
技術提案の内容		地域精通度 提案内容の的確性、実現性、独創性 効果的な方策	
参考見積書			

※ 参考見積書の内容については、個別の評価項目として数値化しない。

6. 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

周南市は、選定委員会が選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- 1) 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する第167条の4に規定する者に該当することとなったとき
- 2) 最優秀者が、周南市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- 3) 最優秀者が、特定後に本説明書7. に掲げる失格条項に該当して失格となったとき
- 4) 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- 5) 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- 6) その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、周南市の定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- 1) 本業務委託の仕様については、最優秀者の技術提案書等に記載された内容を尊重し、周南市において定める。
- 2) 本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- 3) 業務の一部再委託は、技術提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則としてできないものとする。
- 4) 技術提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 契約内容等

本業務の委託契約は、周南市契約事務規則及び周南市業務委託契約約款によるものとする。

(5) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書7. に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

7. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び技術提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 技術提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本説明書2. に定める参加要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本説明書の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公正さを欠く行為等があった場合

8. その他

(1) 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

実施内容	実施期間（平成28年）
交付期間	1月26日（火）午前9時から 2月9日（火）午後5時まで
プロポーザル参加表明書受付期限	2月9日（火）午後5時まで
参加表明書質問受付期限	2月2日（火）午後5時まで
技術提案書等の受付期限	3月2日（水）午後5時まで
技術提案書等質問受付期限	2月24日（水）午後5時まで
ヒアリング	3月上旬から中旬
審査結果の通知	3月中旬
契約締結	3月中旬

(2) 本件に係る費用負担

技術提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(3) 書類提出にあたっての留意事項

- 1) 提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、主催者はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用や、ファックスや電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じられたい。
- 2) 提出された参加表明書及び技術提案書等は、それぞれの提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- 3) 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び技術提案書等の訂正及び改変はできないものとする。
- 4) 理由を問わず、参加表明書及び技術提案書等の提出期限の延長は行わない。

(4) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5) 無効となる参加表明書あるいは技術提案書等

提出された参加表明書あるいは技術提案書等が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- 1) 提出方法、提出先、提出期限等が本説明書その他の定めに適合しないもの
- 2) 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- 4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- 5) 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）
- 6) 虚偽の内容が記載されているもの

(6) 措置事項

参加表明書及び技術提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(7) 技術提案書等の取り扱い

- 1) 提出された参加表明書及び技術提案書等は、返却しない。
- 2) 提出された参加表明書及び技術提案書等の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、主催者は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存等を行う。
- 3) 特定された技術提案書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び選定結果についての主催者の説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

(8) 追加資料

配置予定技術者の所有資格や業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

9. 添付資料

- (1) 提出書類の様式（別添①）
- (2) 参考仕様書（別添②）
- (3) 参加表明書及び技術提案書作成要領（別添③）